

平成20年度の公演団体募集と 平成19年度の公演のお知らせ

市民公募文化事業

問い合わせ ▶生涯学習課文化振興係(市民会館内／☎く75)1151)

■平成20年度文化事業を募集

文化振興のために、平成20年度に実施する文化事業を募集します。市民の皆さんが自ら演じる公演事業を支援して、舞台芸術の振興と鑑賞機会の増進を図ります。

●支援方法 応募者を審査し、公演を委託します。

※事業の実現性、独創性、公募事業目的との合致性を審査します。

●委託料 上限は50万円以内。次の対象経費が委託料になります。 対象経費▶作品作製費、設営・舞台費、前日・当日の会場使用料、伴奏者の出演料、宣伝・印刷費、事務費(対象経費の1割以内)など

※収益のある事業は、対象経費から収益を差し引きます。支出された対象経費から収益を差し引いた金額が委託料を下回った場合には、その額に委託料を変更します。

●対象 市内に活動拠点を置いて1年以上の文化活動実績のある市民・団体で、自らが主となって演じる公演者 ※ただし、①主として営利目的での公演を行う団体、②政治団体・宗教団体、③学校・企業などは除きます。

●公演内容 音楽分野▶交響楽、室内楽、オペラ、民謡、

ロックなど 演劇・ダンス分野▶演劇、ミュージカル、舞踊、パレエなど 伝統芸能分野▶能、狂言、歌舞伎などの古典芸能

※ただし、①主として営利目的の事業、②政治的・宗教的な宣伝意図があると認められる事業、③チャリティ事業、④他の助成金などを交付されている事業、⑤教室などの発表会は除きます。

●公演場所 文化センターマツバホールまたは市民会館サルビアホール

●公演時期 来年4月1日～翌年3月31日(期間内に実績報告が必要)

●その他 公演終了後、1か月以内に実績報告が必要。

●申し込み 4月1日(日)～30日(日)(火曜日を除く)に応募用紙を持って生涯学習課文化振興係(市民会館内)へ。 ※応募用紙は同係・市ホームページで配布。

■平成19年度文化事業のお知らせ

平成19年度の市民公募文化事業が、審査の結果、次の団体に決定しました。日ごろの練習の成果を、舞台一杯に繰り広げます。皆さんの熱い拍手でサポートしてください。

催し名	とき	ところ	入場料	連絡先(敬称略)
おとぎのまつりばやし	5月13日(日)午後2時	市民会館サルビアホール	1000円 (未就学児無料)	実行委員会 ☎090く1830く8453
第30回東海北陸市民 バンドフェスティバル	5月27日(日)午後(時間未定)	市民会館サルビアホール	無料	事務局／フォトボックス内 阿部 ☎く98く8883
アマバン やろまい!	9月2日(日)時間未定	市民会館サルビアホール	無料	事務局／ろくえん市民会館店 稲垣 ☎く75く0777
安城市少年少女合唱団 第3回演奏会	10月14日(日)午後2時	文化センターマツバホール	500円	事務局／矢田 ☎く77く3882
マーチン・シャーク・トリオ& ニューカントリージャズオーケ ストラ ジャズ コンサート	10月予定	文化センターマツバホール	2500円(予定)	事務局／畔柳 ☎く75く8419

平成18年度文化事業の実施風景



♪安城ゴスペルクワイヤー

♪安城市少年少女合唱団

応援します

生ごみ減量への取り組み

■乾燥生ごみと野菜の交換ができます

家庭から出される生ごみの減量化・資源化のため乾燥生ごみと野菜との交換を試験的に始めます。

なお、この取り組みは、箕輪町で活動する「そさいクラブ」の協力を得て行います。

●とき 4月5日(木)・15日(日)・25日(水)、5月5日(木)・15日(日)・25日(水)、6月5日(木)・15日(日)・25日(日)午前6時～11時ごろ。7月以降も毎月5のつく日に実施予定です。

●ところ JAあいち中央箕輪支店。左図参照(箕輪町本屋敷72-2)



●交換内容 電動式生ごみ処理機で処理してきた乾燥生

ごみ1kgと野菜100円分

※乾燥生ごみとは 高温の温風で生ごみを乾燥させるタイプの電動式生ごみ処理機で処理された生ごみです。乾燥前の生ごみ4～5kgから1kgの乾燥生ごみができます。

■生ごみ減量を行う団体を支援します

●対象団体 市内に住所がある10世帯以上で構成され、密閉容器、コンポスト、電動式生ごみ処理機などの生ごみ処理機器を使用し生ごみの減量を6か月以上取り組める団体

●取り組んでいただく内容 団体構成員間での研究会の開催、処理機器への生ごみ投入量と排出量の計測など

※取り組み後に感想、生ごみ投入量と排出量の記録、活動記録写真などを報告していただきます。

●報奨金額 1団体5万円

問い合わせ▶環境保全課(清掃事業所内)／☎へ76く3053)

県外医療機関の受診も対象に

妊婦健康診査の助成を7回に拡大します

従来の2回分に加え、新たに5回分助成します。

■拡大する5回分の助成内容

●対象 市内在住の人が4月1日以降に受ける妊婦健康診査 ※県外医療機関での受診も含みます。

●内容 定期健診で通常実施される検査項目

●助成額 実費負担した健診料(1回の上限5980円)

●申請の仕方 妊婦健康審査受診証に、医療機関でその都度5回分までの必要事項を記入してもらい、領収書(写し)を添付して健康課(市保健セ

■既に母子手帳をお持ちの人へ

出産予定日が4月1日以降で既に母子手帳を交付されている人には、拡大分の「受診

マタニティマークを知っていますか?

「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進するため、このマークのついたキーホルダーを母子手帳交付時に配布します。

妊娠初期は外見では見分けにくいいため、このマークをつけている人を見かけたら、受動喫煙の防止や交通機関などで席をゆずるなど、周りの皆さんの心配りをお願いします。



問い合わせ▶健康課(市保健センター内)／☎へ76く1133)

マークのデザインは厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html#betten>)からダウンロードして自由に使えます。

問い合わせ▶健康課(市保健センター内)／☎へ76く1133)

該当する人はお早めに申請を 児童・母子・障害者に関する手当の支給制度

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、各担当窓口で相談のうえ、お早めに申請してください。
※所得制限があります。
※下記は3月15日現在の内容です。今後、手当額などが変更される場合があります。

手当名	対象	手当額(月額)	問い合わせ
児童手当	小学校修了前の児童を養育している人 ※認定請求をした月の翌月分から、支給事由の消滅した月分まで支給。	1・2人目⇒5000円 3人目以降⇒1万円	児童課
児童扶養手当	父のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童及び父のいない20歳未満の中度・重度の心身障害児の母、または母にかわってその児童を養育している人 ※父が重度の障害の場合も対象になります。	1人目⇒4万1720円 2人目⇒5000円加算 3人目以降⇒1人増すごとに3000円加算 (所得により減額あり)	
市・県遺児手当	父か母、または両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を監護養育している人 ※親の一方が重度の障害の場合も対象になります。	市遺児手当⇒2500円、県遺児手当⇒4500円(1～3年目⇒4500円・4～5年目⇒2250円・6年目～支給停止)	
特別児童扶養手当	療育手帳A・B判定の知的障害、または身体障害者手帳1・2・3級と4級の一部の身体障害のある20歳未満の児童を養育している人	1級⇒5万7500円 2級⇒3万3800円	障害援護課
特別障害者手当	20歳以上で精神か身体に重度の障害があるため、日常生活で常に特別な介護を必要とする人(障害の程度は次の①～④のいずれか) ①身体障害2級(一部を除く)以上の障害が重複してある場合 ②身体障害2級(一部を除く)以上の障害と知的障害 I Q20以下の合併の場合 ③身体障害2級(一部を除く)以上の障害、または知的障害 I Q20以下で、ほかに3級相当の障害が2つ以上ある場合 ④身体障害2級(一部を除く)以上の障害、または知的障害 I Q20以下か同程度の障害、病状があり、日常生活でほぼ全面介助を必要とする場合 ※施設入所者、長期入院は対象になりません。	2万6440円 (県制度の加算あり)	
障害児福祉手当	20歳未満で精神か身体に重度の障害があるため、日常生活で常に介護が必要な児童(障害の程度は次の①～④のいずれか) ①1級の身体障害児 ②2級の身体障害児の一部(常に介護を必要とする場合) ③ I Q20以下の知的障害児 ④前記と同程度の障害、または病状で常に介護が必要な場合 ※障害を事由とした年金受給者、施設入所者は対象になりません。	1万4380円 (県制度の加算あり)	
在宅重度障害者手当	1・2級の身体障害者、 I Q35以下の知的障害者、3級の身体障害者で I Q50以下の人 ※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、介護保険による入院・施設入所者は対象になりません。	1・2級で I Q35以下の人⇒1万6100円 そのほかの人⇒7000円	
障害者扶助料	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人	障害の等級により2000円～6000円	

「移動古紙リサイクルステーション」開設

古紙のリサイクルにご協力ください。

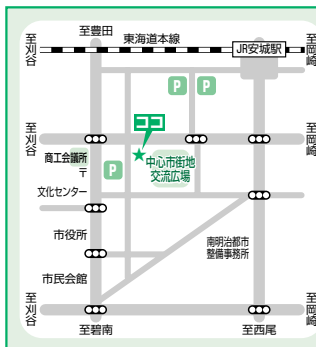
■開業日時 4月8日(日)から毎週日曜日(年末年始を除く)午前10時～午後2時

■回収場所 中心市街地交流広場西隣(左図参照)

■回収品目

- ◎新聞、折り込みチラシ
- ◎雑誌類(本、雑誌、パンフレット、カタログ、コピー紙、書類、投げ込みチラシ、学校で配布されるプリントなど)
- ◎紙箱・紙管・包装紙・封筒(菓子箱、レトルト食品の箱、トイレットペーパーの芯、ラップの芯、デパートの紙袋や包装紙、封筒)
- ◎ダンボール

■問い合わせ 環境保全課(清掃事業所内) ☎ 76-3053



きゃっか しょうこ 脚下照顧



「初心忘るべからず」ということばがある。そもそも人間は、最初に思い立った時の気持ちを忘れてしまいうまく、これを戒めるためのことわざなのだろう。市長に就任以来、週末の早朝は座禅に出かけることにしている。禅寺で「なぜ座るのか」は人それぞれだが、私は週に一度、自己のあるべき原点に立ち戻るつもりで座る。

正身端座という座禅の姿勢は、身心安定の基本姿勢である。肉体と精神の安定を得るため、まず姿勢を整え、次に呼吸を整え、そして心を整える。

静寂の中、ただ座るだけだが、日常の喧騒の中で見失いがちなものに気付かされる。凛と張り詰めた空気の中で、精神の解放を覚える不思議な時間が過ぎてゆく。



も原点回帰の節目が必要だと思う。今年には統一地方選挙の選挙に立候補する者には大変な精神的緊張を強いられるが、こうした緊張感が社会再生の原動力になってくれるはずだ。

有権者の関心は政治に強い緊張を与え、有権者の無関心は政治を弛緩させてしまふ。政治家も有権者も、

安城市長
神谷 学

市の施設へ行ってみよう！ 「施設めぐり」参加者募集

バスで市の施設を回り、施設状況や仕事の様子を見学する「施設めぐり」を行います。今回の実施日のうち2回は個人で参加できます。残る4回は、10人以上の団体が対象です。

●実施日 個人↓5月15日(火)・6月2日(土) 団体↓5月29日(火)・30日(水)・31日(木)、6月1日(金)

●見学施設 個人↓梨の里小学校、北部調理場、文化センター、プラネタリウム、わくわくセンター、リサイクルプラザ、丈山苑など

※6月2日(土)はお休みの施設には行きません。昼食は各自でご用意ください。

※見学施設は変更する場合があります。

※市役所西会館集合・解散。団体↓出発場所や希望施設をそれぞれお聞きます。

●定員 各25人(個人コースについては申し込みが10人以下の場合は中止)

※乳幼児の同伴はご遠慮ください。

●参加費 215円(給食試食代)



から(見学施設によっては別途入場料などが必要です)

●申し込み 個人↓4月5日(火)～11日(火)午前9時～午後5時15分に電話で秘書課広報広聴係へ(先着順)

団体↓はがきに希望日(第1希望・第2希望)、団体名、代表者住所・氏名・電話番号、見学希望施設名を記入し、4月12日(木)(必着)までに同係(〒446-8501安城市桜町18-23)へ

※希望日が多くなった場合は抽せんし、結果は電話で連絡します。

問い合わせ▼秘書課